

議案第105号

財産（世田谷区梅ヶ丘拠点整備事業に係る区複合棟の一部）の処分  
上記の議案を提出する。

令和元年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

（説明） 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第3条の規定に基づき、本案を提出する。

財産（世田谷区梅ヶ丘拠点整備事業に係る区複合棟の一部）の処分

予定価格60,000,000円以上の建物の一部を、下記のとおり売り払う。

記

1 売払いの目的 世田谷区梅ヶ丘拠点整備事業に係る区複合棟は、区分所有建物であり、建設費等相当額で売払う必要があるため

2 売り払う建物 (1)建物の所在

東京都世田谷区松原六丁目286番地5の一部、11及び12

(2)建物の構造等

鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨・CFT造陸屋根 地下1階地上5階建

(3)売払いの対象となる部分

一般社団法人世田谷区医師会の専有となる部分

地下1階の一部 23.46㎡

1階の一部 70.55㎡

4階の一部 2,066.21㎡

合計 2,160.22㎡

世田谷区との共用部分 767.59㎡

階段、駐輪場、受水槽、パイプシャフト、消火ポンプ室、ごみ保管庫等

3 売 払 金 額 金1,218,894,510円

上記金額に、建物の引渡しまでに相手方に代わって世田谷区が負担した費用の運用益相当額を加えた額

4 売払いの相手方 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目53番16号

一般社団法人世田谷区医師会

会長 窪 田 美 幸